

【 和歌山県ソフトボール協会規約 】

第一章 名称及び事務局

- 第1条 本会は、和歌山県ソフトボール協会と称する。
第2条 本会の事務処理をするため、事務局を設置する。

第二章 目的及び事業

- 第3条 本会は、和歌山県におけるソフトボールの普及振興を図り、健康を増進し楽しいスポーツの実践と趣味を涵養することをもって目的とする。
第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) ソフトボール大会の主催及び後援
(2) ソフトボールの普及及び技術向上に関する研究指導
(3) ソフトボールの競技規則及び施設の拡充に関する事項
(4) ソフトボールに関する刊行物の発行
(5) その他本会において必要と認めた事項

第三章 組 織

- 第5条 本会は、和歌山県における組織、地域、学校のソフトボールの愛好者及びその団体をもって組織する。

第四章 役 員

- 第6条 本会に次の役員を置く。
- | | | | |
|----------|-----|----------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 | (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 理事長 | 1名 | (4) 副理事長 | 若干名 |
| (5) 常務理事 | 若干名 | (6) 理 事 | 若干名 |
| (7) 監 事 | 2名 | | |
- 第7条 本会の役員は、次により選出する。
(1) 本会の会長、副会長及び監事は、理事会で推挙し総会で承認を得る。
(2) 理事は、各地区の会員(別に定める内規)により選出し、会長が委嘱する。
(3) 理事長、副理事長、常務理事は、理事の互選により選出する。
- 第8条 本会の役員は、次の職務を行う。
(1) 会長は、本会の業務を総理し本会を代表する。
(2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときには、その職務を代行する。
(3) 理事長は、理事を代表し議決に基づき会務を総理する。
(4) 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
(5) 常務理事は、議案を作成し理事会に諮る。
(6) 理事は、理事会を構成し重要事項を協議する。
(7) 監事は、本会の財務を監査する。
- 第9条 本会の役員任期は、次の通りとする。
(1) 役員任期は、2ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。
(2) 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または在任者の残任期間とする。
(3) 役員は、その任務を満了しても後任者が就任するまでの間、その職務を行う。
- 第10条 本会の役員として相応しくない行為は、特別の事情がある場合は、理事会の議決により解任する事が出来る。

第五章 顧問及び参与

- 第11条 本会は、顧問及び参与を置く事が出来る。
- (1) 会長は、理事会の議決を経て顧問及び参与を委嘱する。
 - (2) 顧問は、会長の諮問に応じ、参与は、理事長の諮問に応じる。

第六章 会 議

- 第12条 本会の会議は、次の通りとする。
- (1) 総 会
 - (2) 常務理事会
 - (3) 理事会
- 第13条 会議は、当該役員の過半数の出席者がなければ、会議を開く事が出来ない。ただし、会議に出席できない役員は、書面をもって出席に代える事が出来る。
- 第14条 会議に議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 第15条 総会の議決事項
- (1) 事業計画及び収支予算の決定
 - (2) 事業報告及び収支決算の承認
 - (3) 役員改選
 - (4) 規約の改廃
 - (5) その他の重要事項
- 第16条 総会は、定例総会と臨時総会とする。
- (1) 臨時総会は、会長が必要と認めた時、あるいは理事の3分の2以上の要請が有った場合に開かなければならない。
- 第17条 常務理事会は、第12条に定められた「会議の企画立案」をするため、開かなければならない。
- 第18条 理事会の開催は、
- (1) 理事をもって構成し、副会長は会議に参画する事が出来る。
 - (2) 理事会は、毎年1回以上開催する。
 - (3) 理事会の議長は、理事長が行う。
 - (4) 緊急を要する場合は、常務理事会をもってこれに代える事が出来る。
- 第19条 議事録の作成
- 全ての会議には議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が確認の為記名し、事務局が保管する。

第七章 会 計

- 第20条 本会の会計は、負担金(登録料、参加料など)、寄付金、補助金、委託金、事業収入金会費、その他をもってこれに当てる。
- 第21条 本会の会計年度は、「1月1日から同年12月31日」までとする。

第八章 運 営

- 第22条 この規約に定めるほか、運営その他に必要な事項は、細則及び内規に定める。

[附 則]

- この規約は、昭和23年4月1日から施行する
この規約は、昭和36年3月19日から施行する (一部改訂)
この規約は、昭和43年3月24日から施行する (一部改訂)
この規約は、平成元年2月5日から施行する (一部改訂)
この規約は、平成12年5月21日から施行する (一部改訂)